

岡崎市告示第398号

平成28年6月16日付け岡崎市告示第231号、同年7月21日付け岡崎市告示第275号及び平成29年1月25日付け岡崎市告示第23号で告示した、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときに届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として指定した区域の一部について、同条第2項の規定により、その指定を解除する。

平成29年11月24日

岡崎市長 内 田 康 宏

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

(1) 岡崎市美合町の以下の地番の一部

川向4番2及び4番6、川畔1番及び3番、中荒子1番2及び21番、中田22番1並びに西山1番1及び1番5

(2) 岡崎市美合町の以下の地番の全部

入込45番2及び110番3、川向1番1、川畔33番、34番及び36番、竹下11番2、中荒子2番2及び7番、中田1番1、1番2、2番、3番2、3番3、3番4、21番1、24番1及び24番3、西山1番3、8番4、13番1、13番2、34番1、34番2、34番3、42番1、43番1、43番2、48番1、48番2及び48番3、呑地24番2、平端1番6、2番1及び39番1、水洗1番、4番2、13番、20番、35番、42番、45番、55番、56番、57番、58番、62番1及び63番

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去